



ピバシニア講座からの報告

12月のピバシニア講座で「最新死後事情」というテーマで、葬送ジャーナリストの碑文谷創さんからお聞きしたお話し中からの引用です。

時代の変化と連動して葬儀やお墓の考え方が大きく変化してきています。少子高齢化と共に多死社会になり、家族も核家族すら危うくなり単身世帯が増加しています。さらに経済格差も拡大している社会です。

そのために今までの血縁や地域共同体で行われてきた葬送習慣が急速に崩れてきたのです。近親者中心の「家族葬」や火葬のみの「直葬」など様々な形になりました。

家族葬とは何？

最近、自宅で葬儀をする人は12%ほどで、8割以上は葬儀業者に依頼する葬場での葬式が中心になりました。親戚や地域の人たちとの交流が薄くなり、葬儀社のマニュアル通りに行われるという時代です。

1995年に現れた「家族葬」は本人と親しい人だけでゆっくり別れたいという思いから始まりました。規模も様々で数人から80人までの幅がありますが、本当に親しかった友人・知人を拒むことになる場合もあるようです。

一人暮らしの人の生前契約

超高齢社会では一人暮らしが急激に増えていますが、本当に親族がいない人は3割で7割の人は子供や親族がいても一人暮らしを選んでいると言います。「最後まで誰にも迷惑をかけたくない」という思いから死後の事務処理などを生前委託する人が多くなり、その受け皿である団体がたくさんできています。

お墓の変化

最後に遺骨を誰が引き取るかが問題ですが、最近では直葬後のお骨を“ゆうパック”を使い、3万円で送ってもらう「送骨」もあるそうです。

従来のお墓は管理してくれる親族がいないと、所有することができませんので、1985年頃か

らいろいろな永代供養墓が増えてきました。永代供養墓とは「貴方自身の子孫に代わり、永代に亘り供養する墓地」のことで無縁塔ではなく、寺が責任を持って供養することです。最近の都市部には「ビル型納骨堂」も増えています。

散骨という自然葬

自然葬とは墓ではなく海や山に遺灰を還すことにより自然の大きな循環の中に回帰していきこうとする葬送方法のことです。散骨もそのひとつで「細かく砕き、風評被害を残さないように生活用水としての川や養殖場、海水浴場は避けて行う」ならば刑法には抵触しません。ただし、全部蒔いてしまうと心のよりどころがなくなることもあるので、分骨にして実家の墓に入れるとか、小さな骨壺で自宅にお祀りするといった方法があります。

樹木葬

(写真は町田市 いづみ浄苑)



1999年岩手県一関市の寺で樹木葬墓地を開設したのが始まりで、自然保護に共感する人が墓地として使用するという理念で自然保護活動を支援しています。墓地として許可を得るので粉骨の必要なく、穴を深く掘り骨を埋葬してその周辺に花木を植えます。その使用権を33年間認めるもので、エリアの共同利用は可能で承継者がいなくても改葬されることはありません。

最近では様々な形態の樹木葬があり、価格も内容も違いますので、ネットや本などで情報を得てから、必ず現地を2~3か所見学してその開設理念をきちんと理解し、自分の納得のいく選択をすることが大切です。(Y)